

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会 説明資料修正点①

- 説明 I 「科学的介護およびLIFEについて」 27ページにおいて、「※リハビリテーション関連加算においては、「している」状況の評価を実施する」の注釈を追記

【修正前】

③ 入力項目・データ提出タイミングの見直し

- 入力項目見直しの具体例として、排尿コントロールをご紹介します。

■ 入力項目見直しの例

【見直し前】		【見直し後】	
加算名	項目名	項目名	評価指標
科学的介護推進体制加算	排尿コントロール ※Barthel Indexの1項目として「できる」状況について記載 (時点)評価時点	排尿コントロール ※Barthel Indexの1項目として「できる」状況について記載 (時点)評価時点	10:自立 5:一部介助 0:全介助
個別機能訓練加算			
ADL維持等加算			
排せつ支援加算	排尿の状態 ※「している」状況について記載 (時点)施設入所時評価時 3ヶ月後の見込み -支援を行った場合 -支援を行わない場合	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助	

新LIFEシステム アウトカム評価 入力項目・データ提出タイミング フィードバック

27

【修正後】

③ 入力項目・データ提出タイミングの見直し

説明会実施時より一部追記

- 入力項目見直しの具体例として、排尿コントロールをご紹介します。

■ 入力項目見直しの例

【見直し前】		【見直し後】	
加算名	項目名	項目名	評価指標
科学的介護推進体制加算	排尿コントロール ※Barthel Indexの1項目として「できる」状況について記載 (時点)評価時点	排尿コントロール ※Barthel Indexの1項目として「できる」状況について記載 (時点)評価時点	10:自立 5:一部介助 0:全介助
個別機能訓練加算			
ADL維持等加算			
排せつ支援加算	排尿の状態 ※「している」状況について記載 (時点)施設入所時評価時 3ヶ月後の見込み -支援を行った場合 -支援を行わない場合	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助	

※リハビリテーション関連加算においては、「している」状況の評価を実施する

新LIFEシステム アウトカム評価 入力項目・データ提出タイミング フィードバック

27

枠内の注釈を資料中に追記

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会 説明資料修正点②

- 説明Ⅲ（介護施設・事業所向け）「よくあるお問い合わせについて」8ページ Pointにおいて、記載内容を修正

【修正前】

よくあるお問い合わせ ①一定期間サービス利用がない場合(6/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

【サービス利用者が死亡した場合】

- サービス利用者が死亡した場合、**死亡した月における情報を「サービス利用終了時」の情報として提出**します。
- 死亡により把握できない項目があった場合は、**把握できた項目のみ提出**することで差し支えありません。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問3

👉 Point

サービス利用開始後すぐに入院となった、あるいは死亡した等で「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合であっても、それぞれ「利用開始時」、「利用終了時」としてLIFEへのデータ提出が必要です。

8

【修正後】

よくあるお問い合わせ ①一定期間サービス利用がない場合(6/6)

説明会実施時より一部修正



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

【サービス利用者が死亡した場合】

- サービス利用者が死亡した場合、**死亡した月における情報を「サービス利用終了時」の情報として提出**します。
- 死亡により把握できない項目があった場合は、**把握できた項目のみ提出**することで差し支えありません。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問3

👉 Point

サービス利用開始後すぐに入院となり、そのまま死亡したり、施設内で死亡した等で、「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合であっても、それぞれ「利用開始時」、「利用終了時」としてLIFEへのデータ提出を行うことが推奨されます。

8

下線部について、記載内容を修正

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会 説明資料修正点③

- 説明Ⅲ（介護施設・事業所向け）「よくあるお問い合わせについて」12ページにおいて、データ提出タイミング切り替えの例の説明文および図において、「令和5年」の記載を「令和6年」に修正

【修正前】

よくあるお問い合わせ ④データ提出頻度の切り替えタイミング(2/2)



令和6年度介護報酬改定で、データ提出頻度が3か月に1回に変更されたが、報酬改定以前からデータの提出を行っていた場合、どのタイミングで提出頻度を切り替えればよいか？

■ データ提出タイミング切り替えの例

令和5年2月にデータを提出した場合は、6か月後の令和6年8月※までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		令和6年度介護報酬改定(4月改定) ★		令和6年度介護報酬改定(6月改定) ★						
データ提出 ★						データ提出 ★			データ提出 ★	
令和6年2月の6か月後にあたる令和6年8月までに少なくとも1回データ提出を行う										
							令和5年8月の3か月後にあたる令和6年11月までに少なくとも1回データ提出を行う			

※令和6年10月10日まで遡り入力が可能となっているため、実際には10月10日までのデータ提出が許容されます

参照:令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) 問174、175

12

【修正後】

よくあるお問い合わせ ④データ提出頻度の切り替えタイミング(2/2)

説明会実施時
より一部修正



令和6年度介護報酬改定で、データ提出頻度が3か月に1回に変更されたが、報酬改定以前からデータの提出を行っていた場合、どのタイミングで提出頻度を切り替えればよいか？

■ データ提出タイミング切り替えの例

令和6年2月にデータを提出した場合は、6か月後の令和6年8月※までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		令和6年度介護報酬改定(4月改定) ★		令和6年度介護報酬改定(6月改定) ★						
データ提出 ★						データ提出 ★			データ提出 ★	
令和6年2月の6か月後にあたる令和6年8月までに少なくとも1回データ提出を行う										
							令和6年8月3か月後にあたる令和6年11月までに少なくとも1回データ提出を行う			

※令和6年10月10日まで遡り入力が可能となっているため、実際には10月10日までのデータ提出が許容されます

参照:令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) 問174、175

12

枠内について「令和5年」の記載を「令和6年」へ修正

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会 説明資料修正点③

- 説明Ⅲ（自治体向け）「よくあるお問い合わせについて」17ページ以降において、よくあるお問い合わせの回答スライドを追加（説明Ⅲ（介護施設・事業所向け）のスライドと同一）

介護施設・事業所より寄せられるよくあるお問い合わせについて

- 介護施設・事業所より寄せられるよくあるお問い合わせには、以下のようなものがあります。
- これらお問い合わせに対する回答は、「科学的介護情報システム(LIFE) 第1回説明会(介護施設・事業所向け)」の「説明Ⅲ よくあるお問い合わせについて」でご説明しています。

No.	よくあるお問い合わせ
1	介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？
2	利用者が要介護度の区分変更申請を行っている場合、どのようにデータ提出すればよいか？
3	介護施設・事業所の利用者が要支援から要介護に変更となった、あるいは要介護から要支援に変更になった場合、どのようにデータ提出をすればよいか？
4	令和6年度介護報酬改定で、データ提出頻度が3か月に1回に変更されたが、報酬改定以前からデータの提出を行っていた場合、どのタイミングで提出頻度を切り替えればよいか？
5	新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいか？
6	遡り入力期間において、データはどのように提出すればよいか？
7	LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味か？

16

【17ページ以降追加】

よくあるお問い合わせ ①一定期間サービス利用がない場合(1/6)

説明会実施時
より追加



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

- 本回答は、算定要件としてサービス利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月のデータ提出が必要となる以下の加算が対象となります。
 - 科学的介護推進体制加算(サービス利用開始時、サービス利用終了時に情報提出が必要)
 - 褥瘡マネジメント/加算褥瘡対策指導管理(Ⅱ)(サービス利用開始時に情報提出が必要)
 - 排せつ支援加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)
 - 自立支援促進加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)

参照: 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

17

17ページ以降において、よくあるお問い合わせの回答を追加